

電子的診療情報連携体制整備加算に関する掲示

2026年6月1日現在

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定検診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 受診歴、薬剤情報、特定検診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。
- 今後、電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施する予定です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い診療報酬点数を算定いたします。

1. 電子的診療情報連携体制整備加算

初診時	加算3	4点（月1回）
再診時	加算3	2点（月1回）
入院時	加算2	80点（入院初日）

取得情報には、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報が含まれ、その情報を活用して診療を行うこととなります。

正確な情報を取得・活用する為、初めて受診される方や、再来の方で毎月最初の受診日には、以前の保険証同様、マイナ保険証によるオンライン資格確認をご利用いただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。